取引停止の措置状況（令和６年３月２１日更新）

本学における建設工事を除く物品の購入及び製造，役務その他の契約に関し，業者に対し下記のとおり取引停止等の措置を講じております。

措置の相手方	措置の区分	措置を講じることとなった理由	措置の内容	措置の期間
株式会社遺伝子治療研究所	不誠実行為	本学と契約を締結していた製造請負契約において，指定の期日までの履行がされなかったため，北海道大学製造請負契約基準第 26 条第１項第３号に基づき令和６年３月１日付で契約解除を行った。 同社が契約不履行となり契約解除に至ったことは，「国立大学法人北海道大学会計業務実施基準　5-14 物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い」で定めるところの「不誠実行為」に該当するものであり，本学の契約の相手方として不適当であると判断し措置を講じた。	１．取引停止 ２．取引停止の内容 ⑴　一般競争契約における競争参加の停止 ⑵　指名競争契約における指名停止 ⑶　随意契約における業者選定の停止 ⑷　本学の契約に係る製造，役務等の全部又は一部の下請の禁止（取引停止期間の開始前に下請けしている場合を除く。）	令和６年３月 21 日から４か月間取引停止